

## 国民健康保険制度の改正内容

### 1 保険基盤安定制度の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。  
 今回の保険税軽減拡大は、まず5割軽減では「33万円＋28万円×（被保険者数）」  
 （同約193万円）という基準から、「33万円＋28万5千円×被保険者数」（同  
 約195万円）とし、2割軽減では現行の「33万円＋51万円×被保険者数」（給  
 与収入で3人世帯の場合は、約291万円）から「33万円＋52万円×被保険者  
 数」（同約297万円）に引き上げるという基準に見直されます。

### 〔低所得者の世帯に対する軽減〕

以下に該当する世帯は、均等割と平等割がそれぞれの割合で減額されます。

| 区 分               | 基準となる所得金額                 |  |
|-------------------|---------------------------|--|
| 均等割と平等割<br>の7割を軽減 | 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円以下の世帯 |  |
| 均等割と平等割<br>の5割を軽減 | 改正前                       | 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円 ＋<br>( 28万円 × 被保険者数 )   |
|                   | 改正後                       | 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円 ＋<br>( 28.5万円 × 被保険者数 ) |
| 均等割と平等割<br>の2割を軽減 | 改正前                       | 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円 ＋<br>( 51万円 × 被保険者数 )   |
|                   | 改正後                       | 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円 ＋<br>( 52万円 × 被保険者数 )   |

## 2 課税限度額の変更

96万円 ⇒ 99万円

基礎課税分（医療分）・・・61万円 ⇒ 63万円

後期高齢者支援金等分・・・19万円（変更なし）

介護納付金分・・・16万円 ⇒ 17万円

国保税の課税限度額は、令和元年度には、基礎課税分（医療分）61万円、後期高齢者支援金等分19万円、介護納付金分16万円の合計96万円（40～64歳を含む世帯）に設定されているが、令和2年度には、基礎課税分（医療分）を2万円、介護納付金分を1万円引き上げます。

なお、後期高齢者支援金等分は据え置きで19万円とし、基礎課税分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分と合わせて99万円となります。

## 協議事項 1-2

### 弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

弥富市国民健康保険税条例(昭和30年弥富町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 1 改正の趣旨

社会保険の被保険者は、疾病や負傷により業務に就くことが出来なくなり、給与が支払われなくなった場合、療養中の生活保障として傷病手当金が支給されます。

しかし、国民健康保険では、同様の場合でも傷病手当金の制度がありませんでした。

今回、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たし、雇用主から給与をもらっている国保加入者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、国・県から市町村に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請されております。

なお、この支給額全額について国が特別調整交付金として財政支援を行うこととしており、本市において条例整備を行うものです。

## 2 制度の概要

国民健康保険の被保険者であるもののうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給します。

### (1) 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限る。）で、療養のため労務に服することが出来ない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限り。）

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から  
労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

ただし、給与収入の全部又は一部を受け取ることができるものに対しては、  
これを受け取ることができる期間は傷病手当金を支給しません。

なお、その受け取ることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病  
手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3  
×日数

ただし、1日当たりの支給額の上限があります。

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日以降で規則に定める日までの間で療養のため  
労務に服することができなかった期間(ただし、入院が継続する場合等は最  
長1年6月まで)

3 本市の対応

条例制定日以降、保険年金課に電話で事前相談後、来庁にて申請受付

(申請には、医師の診断書(医療機関を受診した場合に限る。)及び事業主の証明書を  
添付)

4 市民の方への周知方法

条例制定日以降 制度の周知(市ホームページ掲載、市公共施設や市内医療機関への  
事業案内)、令和2年7月号広報掲載

弥富市国民健康保険条例（昭和34年弥富町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 6 附則第3項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、被保険者がこれに該当する給付を受ける場合は、行わない。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等と

の調整)

- 7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。